

葛卷町農業委員会
第22回総会議事録

1 日 時 平成29年3月28日(火) 午後12時45分から午後13時45分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 平成29年度農作業賃金標準額(案)の承認について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について

議案第7号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第4号 平成28年度遊休農地利用意向調査の結果について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美

⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑬ 落 宰 勝

⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

⑫ 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊

7 書記(農業委員会事務局)

落 合 咲 子(事務局長補佐)

事務局長 　ただ今から第22回総会を進めさせていただきます。
はじめに、深澤会長からごあいさつを頂戴し、引き続き議事に入っていただき
たいと思います。よろしくお願いいたします。

〔あいさつ〕

会　長　　午前中の会議に引き続き、皆さんお疲れ様です。今日は今年度最後の総会とな
りました。最後までよろしくお願いいたします。

　　昨年7月から村上局長が体調を崩して休んでおり、ほぼ1年間、落合補佐1人
で頑張っていたいただきました。本当にありがとうございました。それから中村環境
エネルギー課課長が農業委員会事務局長を併任ということで、先日の岩手町との
交流会においても、大変お忙しいところご参加いただきありがとうございます。

　　また、3月23日に来年度の人事異動が発表になりました。健康福祉課の千葉隆
則さんが事務局長に、落合補佐が主幹ということで昇格しております。来年度も
よろしくお願いいたします。

〔開　会〕

　　それでは、総会に入ります。ただ今から、葛巻町農業委員会第22回総会を開会
いたします。

議　長　　本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立して
おります。また、12番藤岡委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

議　長　　日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、1番門場委員、2番馬場委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の落合事務局長補佐を指名いたします。

《日程第 2 》

議　長　　次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議　長　　異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

議　長　　次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

それでは、前回の総会後からの会務報告を申し上げます。

月 日	内 容	出 席 者
3月2日(木)	平成29年度農作業標準賃金検討会 (13時30分～ 役場第4会議室)	会長、会長職務代理、農政小 委員会委員、事務局長、局長 補佐
3日(金)	町会議3月定例会議(本会議) (10時00分～ 議場)	会長 事務局長
6日(月)	町会議3月定例会議(一般質問) (10時00分～ 議場)	会長 事務局長
7日(火) ～10日(木)	葛巻町議会(輝くふるさと常任委員 会) (10時00分～ 議場)	事務局長
9日(水) ～10日(木)	平成28年度第13回女性農業委員活動推 進シンポジウム (13時00分～ 都市センターホテル)	星野委員、橘委員、 木戸場委員
13日(月)	一般財団法人岩手県農業会議定期社員 総会 (10時30分～ エスポワールいわて)	会長
14日(火)	町会議3月定例会議(本会議) (13時30分～ 議場)	会長 事務局長
	議会・課長等情報交流会 (18時00分～ グリーンテージ)	事務局長
15日(水)	現地確認調査 (13時10分～ 町内)	藤岡委員、落宰委員 局長補佐
17日(金)	岩手町農業委員会との交流会 (11時30分～ プラトー)	会長ほか14名 事務局2名
23日(木)	葛巻町認定農業者協議会定期総会 (11時00分～ グリーンテージ)	会長

以上です。

議 長

ただ今の報告について、何かございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議長 長 次に、日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長補佐 挙手】

議長 局長補佐 落合事務局長補佐。

今月の農地法第3条の許可申請は、2件ございます。

まず、1番は親子間の贈与による所有権移転の案件でございます。農地は江川第●地割字●●●の畑2筆、16,609㎡で、同地区の●●●さんが父親の●●さんから譲り受けて耕作するものです。

申請地については、4ページをご覧ください。畑はゆるい傾斜地ですが、自宅脇から歩いて5分程度の位置にあります。戻りまして、調査書は2ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、許可要件に合致しているものと思われま

す。2番は、売買による所有権移転の案件でございます。農地は葛巻第●●地割字●●の畑、1筆1,291㎡で、北上市の●●●●さんから●●地区の●●●●さんが買い受けしようとするものです。

申請地については、7ページをご覧ください。青色で塗っている場所が3年ほど前に同じ譲渡人から購入した自宅で、農地はその裏手にあります。これまでも同人から借りて、自家用野菜などを作っていたとのこと

です。調査書は5ページになります。先ほどと同様に、農地法第3条第2項に許可要件に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致して

るものと認められます。

以上でございます。

議長 長 以上で説明が終わりました。この事案は現地確認が行われております。現地確認の結果について、13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議長 長 落宰委員。

13番 はい、現地確認の結果を報告します。

1番の案件ですが、譲受人は仕事のかたわら、40年以上の農作業経験があります。父親が病気のため、2年程度保安全管理していたようですが、今後は主にソバやトウモロコシなどを作付けする予定とのこと

です。積雪のため、現地の詳細は確認できなかったのですが、調査書に記載のとおり、問題ないものと判断しました。

2番の案件は、これまで借りていた農地を買い受けし、果樹を中心に大根などの野菜を作付けしたいとのこと

いても耕作を続けていくものと見込まれます。このことから、特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明ですが、1番の案件については10番森委員に、2番の案件は15番坂待会長職務代理者をお願いします。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番 特に問題はありません。以上です。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議長 15番坂待会長職務代理者。

15番 はい。2番の件であります、買入者の●●さんにつきましては、6年前にUターンで●●地区に定住された方です。先ほど説明がありましたとおり、該当農地は宅地に隣接しており、管理はされてきたということであり、今回は野菜等を作付けするというので、新規就農者にあたるのかと思っております、特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第5》

議長 次に、日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は8ページからご覧ください。

この3件は、砂利採取を目的とする工鉦業用地の一時転用の案件です。

江川第●●地割字●●の農地、面積は3件合わせて約1haの広さになります。賃借人は●●●●さんほか2名、転用事業者は八幡平市の有限会社●●●●でございます。

申請地の位置については13ページをご覧ください。真ん中の道路が国道340号で、地区集会所から●●橋に向けて20mほど入った堤防沿いの連続した農地です。

調査書は9ページにございます。4番の「農地転用許可基準からみた意見と理由」に記載しているとおり、農用地区域内の農地ですが3年以内の一時転用で、事業終了後は原状回復されることから適当と認められます。

また、事業費については金融機関の残高証明書により資金の裏付けがあることを確認し、他の地権者の同意も得られていることから、確実に事業実施できるものと見込まれます。

議長 以上でございます。

以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を13番落宰委員にお願いします。

議長 13番 【13番落宰委員 挙手】

落宰委員。

現地確認の結果を報告します。

申請地は、●●地区の国道と河川に囲まれた一連の農地です。

14ページに平面図がありますが、工事車両は、図面左側にある●●●●さん宅裏の農地から出入りし、奥の方から順次、掘削と埋め戻しを繰り返す予定です。一定の保安距離をとって工事することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

調査書に記載のとおり、該当する項目はすべて問題ないと判断しました。

以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明を14番久保委員にお願いします。

議長 14番 【14番久保委員 挙手】

久保委員。

先日農地を見てきましたが、まだ積雪があり現状は分かりませんでした。ただ今の説明どおりにやっていただければ、特に問題ないものと判断いたします。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

議長 【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求め

ることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を提出いたします。

《日程第6》

議長 次に、日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は15ページからご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画についてご説明いたします。

今月は3件ございますが、いずれも農業廃止の理由により農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものでございます。

1番目の案件は、葛巻第●●地割及び第●●地割の●●●、●●●の田畑10筆で面積は合計12,765㎡、相続未登記農地のため、滝沢市の相続人代表 ●●●●さんが利用権を設定するものでございます。利用目的及び賃借料は記載のとおりで、賃借期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間となっております。

次のページをお開きください。2番目の案件は、江川第●地割字●●●及び第12地割字●●●の畑3筆、面積11,277㎡、●●地区の●●●●さんの農地でございます。賃借期間は10年間、賃借料等は記載のとおりです。

3番目の案件は、江川第●●地割字●●、第●●地割字●●●の田畑13筆、面積24,639㎡、●●●地区の●●●●さんの農地でございます。賃借期間は同じく10年間、賃借料等は記載のとおりです。

これらの配分計画案については、次の議案でご審議いただくこととなりますので、申し添えます。よろしく願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第 7》

議 長

次に、日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

この案件には、7番川崎委員と9番長峯委員が権利設定を受ける当事者及び関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に該当するため、それぞれの議案説明時に退席していただくことになります。

それでは1番及び2番の案件について事務局より説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長
局長補佐

落合事務局長補佐。

議案書は、18ページからご覧ください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用配分計画を定めるため、同法第19条第3項の規定により、その配分計画案について農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

1番から3番までの案件は、先ほどの議案第3号でご審議いただいた農地を、公益社団法人岩手県農業公社からそれぞれ受け手に配分するものでございます。別としてお配りしている「優先順位検討表」と合わせてご覧ください。

まず、1番の配分計画案からご説明します。賃借権を設定する農地は、葛巻第●●地割及び●●地割の10筆12,765㎡で、所有者の説明は省略させていただきます。賃貸期間は、平成29年5月2日から平成39年3月31日までの9年11カ月、賃料は農地所有者等から公社が借り受けた金額と同額でございます。配分案については、「優先順位検討表」の資料1をご覧ください。中ほどに記載している借入希望者6名のうち、AからDまでの各項目の適合性について評価した結果、優先順位が1位となった●●地区の●●●●さんに配分するものでございます。

次に、2番の江川第●地割及び●●地割の3筆11,277㎡の農地でございます。「優先順位検討表」の資料2をご覧ください。こちらも資料中ほどの5名のうち、適合性について評価した結果、最高評価となった●●地区の●●●●さんに配分するものでございます。以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。ただいまの議案第4号の1番及び2番の案件について、質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 : ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番及び2番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって、議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番及び2番については原案のとおり承認することとし、町長にその旨意見書を提出いたします。

次に、3番の審議に入りますので、7番川崎委員は退席をお願いします。

【7番川崎委員 退席】

議 長 それでは、3番の案件について、事務局より説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は19ページから20ページをご覧ください。

3番の案件は、江川第●●地割及び●●地割の田畑13筆、24,639㎡の農地でございます。「優先順位検討表」は資料3をご覧ください。こちらは3名の借入希望者の中から適合性について評価した結果、優先順位1位となった●●●地区の●●●●●さんを配分予定者とするものでございます。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

ただ今の議案第4号、3番の案件について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、3番の案件は原案のとおり承認することとし、町長にその旨意見書を提出いたします。

川崎委員は、入室してください。

【7番川崎委員 入室】

議 長 案件は承認されました。

次に、4番の審議に入ります。9番長峯委員は退席をお願いします。

【9番長峯委員 退席】

議 長 それでは、4番の案件について事務局より説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は20ページをご覧ください。

4番の案件は、江川第●●地割字●●●の畑2筆、7,331㎡で、農地所有者は●●●●地区の●●●●さんでございます。

備考欄に記載しておりますように、元々は●●●●さんが機構から配分を受けていた農地ですが、農業廃止に向けて経営規模を縮小することにしたため、借入れ農地を機構に返還するものです。

「優先順位検討表」の資料4をご覧ください。こちらは5名の借入希望者の中から適合性について評価した結果、同地区の有限会社●●●●●●●●●●が最高評価で順位1位となったことから配分予定者とするものでございます。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

ただ今の議案第4号、4番の案件について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」の4番の案件を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、4番の案件は原案のとおり承認することとし、町長にその旨意見書を提出いたします。

長峯委員は入室してください。

【9番長峯委員 入室】

議長 案件は承認されました。

《日程第8》

議長 次に、日程第8「議案第5号 平成29年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は、22ページをご覧ください。

来年度の農作業賃金標準額につきましては、2月21日に農政小委員会で原案を作成し、3月2日開催の検討会において関係機関の方々からご意見をお聴きし、この標準額をまとめたところでございます。

具体的な変更点は、1番の作業別賃金の引き上げです。昨年10月5日に岩手県の最

低賃金が1時間当たり716円に改訂されたことにより、本町の賃金がこれを下回るため、値上げするものでございます。716円の時間給に1日の労働時間8時間を掛けますと5,728円になりますが、県農業会議が策定した農業労賃標準額設定要領では、100円単位での調整となっていることから、水田作業、畑作業とも5,800円としたところですが、前年度の5,600円から200円、3.5%の引き上げになります。

サイロ詰込み、オペレーター作業については、最低賃金をクリアしておりますが、各市町村の状況や作業内容を考慮し、同様に200円ずつ引き上げる案としております。サイロは3.4%、オペレーターは2.3%アップとなります。また、時間給は、標準額を8時間で割り返した額、超過時間給についてはその額に1.25を掛けた額としております。

表の下の「留意事項」の内容は、若干表記を変えておりますが、基本的には変わっておりません。

2番の農作業請負料金については、据え置きとし、前年度と同額としております。

以上、簡単な説明となりましたが、よろしく願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第5号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「平成29年度農作業賃金標準額(案)の承認について」、原案のとおり決定し、4月1日から適用することになりますので、よろしく願いいたします。

《日程第9》

議長 次に、日程第9「議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 それでは、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定につきまして、次のとおりご提案させていただきます。毎年度同様にはなりますけれども、平成21年12月施行の改正農地法によりまして、別段の面積を設定できることになりました。これにつきましては毎年度見直しをかけ、別段の面積の設定と修正の必要性についてご審議いただくことになっております。このことから、平成29年度の別段の面積を及び区域の設定につきましては、以下のとおり提案するものでございます。

方針につきましては、別段の面積は現行どおり町内全域で10アールとし、変更なし。理由につきましては、本町では、高齢化による農業の担い手不足、第2種兼業農家の増加や後継者がいない農家の離農など農業従事者の減少によりまして、常に遊休農地の増加要因を抱えている状況でございます。このことから、担い手への農地利用

集積の推進のほか、新規就農者の受け入れや小規模農家でも農地を取得しやすい環境が必要と考え、平成20年9月から町内全域を対象に別段の面積を設定し、遊休農地の解消に取り組んでいるところでございます。その結果、遊休農地率は1%台を維持しております。また町の重点施策である定住対策においても有効な手段として、一定の効果があるものと捉えているものでございます。

以上の理由により、平成29年度の別段の面積は変更しないものとしてご提案させていただきます。

議長 以上で説明が終わりました。

ただ今の議案第6号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」は、原案のとおり承認されました。引き続き、別段の面積は町内全域で10アールといたします。

《日程第10》

議長 次に、日程第10「議案第7号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 局長補佐 落合事務局長補佐。

はい。先ほどの会長のご挨拶にもございましたけれども、平成29年度の人事異動によりまして、現在事務局長の中村輝実局長が併任を解かれるということで、今後また農林環境エネルギー課の方で、私たちをご指導いただく形になります。それから4月1日付けで、新たに千葉隆則さんが、事務局長ということで来られる予定でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

ただ今の議案第7号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第7号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」、原案

どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって、議案第7号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」は原案のとおり承認されました。

中村事務局長には短い期間ではありましたが、何かとご配慮いただきありがとうございます。引き続き、農業委員会へのご指導をよろしくお願い申し上げます。

《日程第11》

議 長

次に、日程第11「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長

落合事務局長補佐。

局長補佐

それでは、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等の通知書を受理いたしましたので報告いたします。

1番、2番関連するものでございます。葛巻第●●地割字●●●の農地になります。面積は19,606㎡、●●●の●●●●さんから岩手県農業公社に配分された農地をお返しするという形になります。2番につきまして、その返された農地を今度は公社と●●●●●さんの間で解約するものでございます。解約届出日につきましては3月14日、解約の理由は農地所有者の都合により解約するものでございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第1号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第12》

議 長

次に、日程第12「報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長

落合事務局長補佐。

局長補佐

それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理いたしましたので、報告いたします。届出年月日は3月10日、譲受人は紫波町の●●●●●さん、譲渡人は亡くなられましたお父様、●●●●●さんからの相続になります。土地につきまして

は、畑4筆、田4筆のそれぞれ記載の面積でございます。あっせんの希望につきましては、田のみあっせんを希望したいということでございました。農地の状況でございますが、畑につきましては自作と貸付を行っているものでございます。田については現在自己管理ということで、耕作はしていないということです。受理通知書につきましては3月10日に送らせていただいております。

議案書の次のページにカラー写真を載せております。畑につきましては、耕作しているということなので載せておりませんが、田4筆につきましてはご覧のとおり、丸印のところは今現在使っていない農地になります。付近の方で借りてくださる方がいらっしゃればいいんですけども、なかなか見つけれない状況であります。皆さんにもご覧いただきながら、何かの機会にご紹介等していただければと思います。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第2号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第13》

議長 次に、日程第13「報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 局長補佐 落合事務局長補佐。

局長補佐 農地法第6条第1項の規定による報告書を受理しましたので、報告いたします。

届出日は3月21日、農事組合法人●●さんから受理しているものでございます。事業年度は平成28年1月1日から1年間のものでございます。農地所有適格法人の要件として4つございますけれども、法人形態としては農事組合法人、事業要件につきましては売上高の過半が農業であること、それから構成員要件でございますが、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること、最後に4番の業務執行役員要件でございますけれども、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますけれども、いずれも適合すると認められるものでございます。

議長 以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第3号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第14》

議長 長 次に、日程第14「報告第4号 平成28年度遊休農地利用意向調査の結果について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 局長補佐 落合事務局長補佐。

これは、皆様に8月から10月にかけてそれぞれの地区をまわっていただき、最終的に10月20日に4班に分れて行った農地パトロールのうち、意向調査書を出さなければならなかった方の一覧でございます。農家数は47戸、筆数にしますと65筆になっております。今までも意向調査を行っておりますけれども、昨年から継続して調査を行わなければならない農地と、今年新たに行わなければならない農地を合わせた一覧となっております。

中ほどにあります意向調査結果といたしまして、1番につきましては、農地中間管理機構を利用したい方になります。2番は農地所有者代理事業を活用したい方、3番は自分で売買、賃借、転用を行う方、4番は自分で耕作をしますという方です。そして5番につきましてはその他となっております、いろいろな理由がございます。備考欄にはその理由ということで、記載をしてくださった方の分は整理をしているところでございます。中身の分からない方につきましては、電話等で再度確認をしているものでございます。備考欄のところを見ていただきますと、再送をしている方はグレーの色をつけ目立たせておりますが、この方々については3月に入ってからもう一度意向調査をお送りしたところでございます。いずれにしましても、この意向調査にお返事をいただけない場合、6カ月後には勧告をしなければならないということになっておりますので、極力そういうことのないように、あと2カ月ほどございますけれども早めに対応いたしました。面積については、一番下にまとめたものがございます。

それから農地パトロールの概要につきましては、右側にまとめております。遊休農地は1号2号とございますけれども、こちらにつきましては1号のみ記載してさせていただいております。前年度は337,977㎡ございました遊休農地ですが、再生ということで今年耕作をしていただいたものが92,098㎡ございます。荒廃したものはA分類からB分類へ移動したのようになります。それから新規としては1ヘクタールほど増えているものでございます。また、その他の面積につきましては、前年度までの数値のうち、たとえば、分筆や合筆をした際に、面積が増えたり減ったりしているものを合わせた数値となっております。

最終的に28年度の遊休農地は273,158㎡ということで、皆さんのいろいろな働きかけによって、遊休農地そのものの面積は減っているものでございます。

以上です。

議長 長 以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第4号について、質疑等のある方はどうぞ。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議長 坂待会長職務代理者。

15番 今の説明ですと、このグレー色の入った方々が無回答ということですか。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 グレーの色の方の中には意向調査を再送した方と、相続人調査中の方がいらっしゃいます。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議長 坂待会長職務代理者。

15番 そうしますと、今回のこの意向調査においては、委員が直接手渡しで呼びかけながら意向調査の協力をお願いしたことから、かなりの回答があったという判断でよろしいですか。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 そのとおりでございます。また遊休農地対策につきましては、所有者さんの方も、何度も手紙が来ると、中には問い合わせをしてくる方もいらっしゃいますし、やはり委員の皆様にご足労いただいたことが大きな成果と思います。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議長 坂待会長職務代理者。

15番 また、先週から始まっております町の座談会において、遊休農地の扱いや利用意向調査への回答をお願いしてきたところでございますので報告いたします。

議長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第15》

議長 次に、日程第15「その他」に入ります。委員の皆さんから何かございますか。

【7番川崎委員 挙手】

議長 川崎委員。

7番 先月21日の総会後に、平成28年度第1回葛巻町農地小委員会会議を開催しましたので、葛巻町農業委員会第65条の規定により報告書を提出いたします。

総会終了後の14時半から15時半まで、この保健相談室で開催いたしました。非農地判断の進め方について協議しております。その結果といたしまして、荒廃農地が広範囲にわたっており、小委員会全員で現地に出向くのは難しいため、該当する農地の図面、航空写真をもとに各地区担当委員が現地を確認し状況判断することといたしました。判断

しかねる場合は委員会にかけて検討いたします。現地に出向く時期は雪が解けた後の、4月から5月頃が望ましいのではないかと考えられます。その後、非農地判断をする農地については、地区担当委員が直接所有者に説明をすることとし、非農地証明願(様式3)、非農地通知書(様式4)を持っていき理解を深めてもらうよう努めることといたしました。

それから、その他として、毎年10月に行っている農地パトロールは、8月に行うのが望ましく、冬季の非農地判断は雪の影響があるため、10月までに意向調査を行い、12月に非農地判断をするという流れがいいのではないかと意見が出ております。また、耕作をやめた農地を農業委員会で管理する体制を整えることが大切なので、耕作をやめた所有者は農業委員会に申し出るように促していきたいという意見も出されました。

平成29年度の農地パトロールは8月頃を予定して進めていきたいと考えております。以上です。

議長 　ただ今川崎委員より先月の農地小委員会の報告がありました。こちらにつきまして、何かございましたらどうぞ。

【9番長峯委員 挙手】

議長 　長峯委員。
9番 　遊休農地に関連しまして、使わないところを農地でなくしていくのは、それはそれでいいかと思いますが、町興しのために作目を変えるなどして、前向きな形をとることはできないものかと考えます。使えないからダメということではなくて、何か工夫ができるようにみんなで検討していければいいかと思っています。

【8番藤森委員 挙手】

議長 　藤森委員。
8番 　担い手があるところは集約をしていくことができるかもしれないが、地域内でも地区によっては移動距離をかけてまで耕作はできなかったり、傾斜等の問題でどうしても耕作できない土地も出てきているのが現状です。遊休農地が発生してからの経過を見て、該当する農地に関しては、非農地判断する方に向かっていくのが私はいいいと思います。

【9番長峯委員 挙手】

議長 　長峯委員。
9番 　法律的なことを考えればそのとおりですけれども、こういう中山間地域では特に、いつでも地域がイキイキしているように、畜産は別として、農業委員会が率先して何か工夫ができないものかと思っています。

【事務局長 挙手】

議長 　中村事務局長。
事務局長 　はい。農業委員会というよりは、農林環境エネルギー課の管轄になるかと思うんですけども、遊休農地で使いにくいところは、作目を変えて、あるいは違う使い方をするということにつきましては、実は元々準備されておまして、いま町の方でそれを実現させるものとしては菜種が出されております。菜種につきましては収穫時期とか播種時期の関係工夫しなければならないところがあるんですけども、一度蒔き付けしますと後

の管理がほとんどいらないうことで、景観作物としても使えますし、油を取ること
もできるものでございますから、狭いところでそういったものを作るといことが今推
奨されております。それと、場所によってなんですけれども、狭いだけではなく斜度
があるような土地については、山ブドウを私の方としては推奨しております、そうい
たものを作られる農家さんであれば、頻繁に通う必要がないので、そういう作目を使
っていただければ、遊休農地の中で使いにくいところも、ある程度は使いやすくなるので
はないかと考えているところでございます。

それから、事業の話になってくるんですけれども、多面的機能支払いですとか中山間
地域直接支払い、こういったものを事業の中で地域活動に使うことは可能になっており
まして、その農地自体を体験交流用の農地として使ったりとか、花壇にしたりとか、地
域コミュニティの一部として使うやり方というのもございます。ですので、その地域単
位でそういうことをお考えになるようであれば、私どもの方で事業説明をさせていただ
きまして、それに則って実施していただけますと、必要に応じた金額というのがお支払
いできるのではないかと考えておりますので、できればこういったお話も、
地元の方で広げていただければと思います。

以上でございます。

議長 それでは、今のお話を委員の皆さんには各地区で伝えていただければと思います。
ほかにもございませんか。

【「なし」の声】

議長 事務局からあればお願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了いたします。

本日の日程がすべて終わりましたので、以上で葛巻町農業委員会第22回総会を閉会い
たします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、
ここに署名する。

平成29年4月7日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____